

各保育・教育施設設置者様  
施設長・園長様

横浜市こども青少年局子育て支援課長

### まん延防止等重点措置期間の延長にかかる保育所等の対応について（依頼）

日頃から本市保育・教育行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

オミクロン株をはじめとした新型コロナウイルスの感染が拡大する中においても、保育・教育施設の皆様におかれましては、園運営にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

また、園児及び職員の皆様の健康管理、消毒、保育内容の工夫などに加え、休園や再開に関する対応をしていただいている園も多くなっています。様々な対応を長期にわたり継続していただいていることについて、改めて深く御礼申し上げます（市内の保育所等における新型コロナウイルスの感染による休園数は、1月は481園、2月は324園（2月9日現在）となっています）。

さて、政府による「まん延防止等重点措置期間」が延長され、対象期間は令和4年3月6日までとされました。

そのため、本市における保育所等（※1）の対応については、「まん延防止等重点措置期間（令和4年1月21日から2月13日まで）における保育所等の対応について」（令和4年1月20日 こ子第2881号）で示した取り扱いを、**令和4年3月6日まで継続することとします。まん延防止等重点措置の適用が再延長された場合は、原則、本通知の取り扱いについても、まん延防止等重点措置期間が終了する日まで継続することとします。なお、変更がある場合は別途通知します。**

児童のマスク着用に関しては、国から詳細が示され次第、改めて通知するとともに、今後も国からの通知や地域の状況を踏まえ、速やかな情報提供等に努めてまいります。

引き続き、保育・教育施設の運営にご協力くださいますようお願いいたします。

最後になりますが、園児や職員の方々のみならず、ご自身の健康にもご留意くださいますようお願いいたします。

※1 認可保育所、地域型保育事業、横浜保育室（0～2歳児クラス）、年度限定保育事業

#### ○ 添付資料（保護者に配付してください。）

- (1) まん延防止等重点措置期間の延長にかかる保育所等の対応について（依頼）
- (2) 雇用主の皆様へ（保護者から雇用主向けにお渡しするもの）
- (3) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について（厚生労働省リーフレット）
- (4) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金について（厚生労働省リーフレット）

※市ホームページの検索方法 【「横浜市 保育・教育 コロナ」で検索してください】

＜担当連絡先＞		
・本通知の全体的なことについて	子育て支援課事業調整係	671-4157
・地域子育て支援事業について	子育て支援課地域子育て支援担当	671-4157
・研修、感染症対策について	子育て支援課人材育成係	671-2397
・給食について	子育て支援課市立保育所係	671-2396
・園児の預かり、横浜保育室、行事等、一時保育事業について	保育・教育運営課	671-3564
・給付費、委託費について	保育・教育給付課	671-0202/0204
・利用料について	保育・教育認定課	671-0255
・年度限定保育事業について	保育対策課	671-4469